昭和51年7月10日第三種郵便物承認　平成28年5月15日発行　発行日/毎月15日発行

土浦局
料金別納
郵便
第三種郵便

土浦商工会議所
会報つちうら

TSUCHIURA CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY NEWS

土浦ツェッペリンカレー
デラックス好評発売中!!

社長の小島さん(中央)とスタッフの鈴木さん(左)と中川さん(右)

MEMBER'S NOW
MARION株式会社(MR設計、日建学院土浦校)

CONTENS

2 平成28年度 小規模企業振興委員の紹介
3 平成28年度 議員改選について
4 新会長就任ご挨拶（女性会、青年部）
5 労働保険年度更新の申告･納付、中小企業退職金共済制度、経済センサス活動調査
6 軽減税率対策補助金公募開始、エキスパートバンク
7 キララまつり「七夕おどり」参加団体募集、外国人からみた土浦の魅力PRパンフ発行
8 新入社員セミナー報告
9 常議員会、新入会員情報
10 LOBO調査・会員ご意見BOX
11 高橋進の経済ナビ・労務相談室
12 MEMBER'S NOW
～MARION株式会社(MR設計、日建学院土浦校)～

5
No.569 2016.MAY

企業経営の身近で親切なアドバイザー

お気軽にご相談ください

小規模企業振興委員

商工会議所は、国が認定した経営指導員を配置して、小規模事業者の皆様の経営・金融・税務・経理・労務・特許・店舗改装など経営の諸問題やこれから経営改善を行なう方々に対して、相談・指導・斡旋等のお手伝いをしていますが、さらに相談を受けやすくするため、当商工会議所では管内各地に30名の「小規模企業振興委員」を委嘱しております。

身近で親切なアドバイザー

小規模企業振興委員は商工会議所の経営指導員や専門指導員をいつでも紹介する皆様のお世話役です。相談料は無料。秘密は厳守します。どうぞお気軽にご相談下さい。

経営指導員とのパイプ役

○お近くの小規模事業者との円滑な連絡
○担当地区内の小規模事業者の実態の把握
○小規模事業対策の情報の提供、資料の配布とPR
○商工会議所事業の連絡・普及・啓発

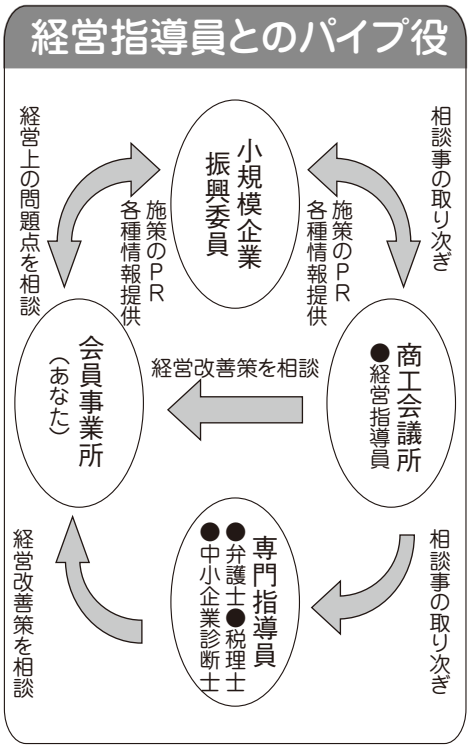

平成28年度小規模企業振興委員

（順不同敬称略）

氏　名	事業所名	住　所	TEL	業　種	備　考
君山　毅	㈱千代田興業	土浦市神立中央5-35-6	831-1741	建材業	委員長
勝田　達也	勝田商事㈲	土浦市神立町3623	831-0523	不動産業	副委員長
今井　章治	㈲今井精肉店	土浦市神立中央1-4-11	831-0220	食肉販売	
中根　祐一	㈱セントラルメディカル	土浦市神立町2506	831-2321	医療機器販売	
金塚　大輔	神立ハイヤー㈲	土浦市神立中央1-17-27	831-0900	タクシー業	
嶋田　玲子	喜作	土浦市神立中央1-12-20	831-7472	飲食業	
鈴木　豊明	㈲鈴木工務店	土浦市並木3-11-8	821-6807	工務店	
岡野　保夫	㈱岡野工務店	土浦市真鍋1-18-17	821-4747	工務店	
大竹　信長	㈲オーム	土浦市真鍋新町16-10	824-0006	家電販売・電気工事	
桜井　卓	㈱作田屋	土浦市中央1-8-4	821-5063	住宅設備機器販売	副委員長
久保田利一	㈲松庄花壇	土浦市中央２-10-6	821-6691	生花販売	
中島　敏之	中嶋康化粧品店	土浦市中央2-10-20	821-1670	化粧品販売	
堀越　礼	㈱霞月楼	土浦市中央1-5-7	822-2516	飲食業	
鈴木　昇	㈲波山堂鈴木印舗	土浦市中央1-14-1	821-5777	印鑑製造・販売	
箕輪　好夫	箕輪名産店	土浦市大和町7-22	821-0329	水産加工物販売	
杉山　建一	㈲すぎやま	土浦市川口1-5-8	821-0677	和菓子販売	
仲村　勝宏	㈲コゼコーポレーション	土浦市川口1-3-107	824-8755	美容業	
澤辺　泰弘	㈲高月堂	土浦市桜町1-6-15	823-3611	菓子販売	
柳生　剛	小松屋食品㈱	土浦市大和町5-3	821-0373	水産加工物販売	
岡野　良男	辰三産業㈱	土浦市乙戸町766－5	841-1673	物流業	副委員長
橋本信一郎	㈱ハシモト	土浦市乙戸町766-9	841-1382	ウエス販売	顧 問
岡野　忠夫	㈱岡野設備工業所	土浦市乙戸南3-13-26	842-2830	土木・管工事	
木村　宏守	㈱木村金物店	土浦市荒川沖西2-21-4	841-0064	金物販売	
大曽根隆司	㈱大参商店	土浦市荒川沖西2-2-10	841-0014	燃料販売	
和泉　好一	㈲イズミヤ	土浦市荒川沖西2-412	842-1156	葬祭業	
湯原　豊	㈱ユハラ	土浦市荒川沖475-3	842-3121	自動車レンタル・リース	
島岡　宏明	島岡商事㈱	土浦市右籾1882	841-0296	燃料販売	
廣瀬　勝俊	廣瀬運輸㈱	土浦市小松2-2-4	821-0847	運送業	
吉田　薫	㈱ヨシダ・アート	土浦市永国872-5	821-8880	看板製作販売	
説田　賢哉	せつた税務・不動産鑑定事務所	土浦市天川2-22-18	821-8241	税務会計・不動産鑑定	
大野　成年	㈲丸八商会	土浦市中高津3-14-6	821-0853	クリーニング業	

平成28年度議員改選について

今年は全国の商工会議所で一斉に議員の改選が行われます

「議員は商工業者の代表です」

商工会議所では、「商工会議所法」という法律で、会員事業所の中から地域商工業者の代表として議員を選ぶことが求められています。議員は、その選任方法によって１号議員・２号議員・３号議員と呼ばれています。議員の任期は３年（平成28年11月１日から平成31年10月31日）です。

1号議員とは

●１号議員は、会員のうちから選挙によって選ばれます。選挙は、選挙管理委員会の管理のもとで運営され、選挙日程は議員選挙選任規約に基づき決定されます。

●１号議員を選ぶ資格のある人は、会員及び特定商工業者です。ただし、会費及び負担金の滞納期間が６ヶ月に及ぶ場合は選挙権を行使することはできません。

●特定商工業者は負担金を納入することにより、１個の選挙権個数があたえられます。

※会費一口につき１個の選挙権を有し、１会員の有する選挙権の個数は 50 個を超えることはできません。

2号議員とは

●２号議員は、会員により構成する部会において、部会員のうちから選ばれます。

●会員でない特定商工業者には、２号議員の選任権、被選任権はありません。

3号議員とは

●３号議員は、会頭が常議員会の同意を得て会員のうちから選任します。

●３号議員に選任される資格のある人は、会員に限られます。

【議員の役割】

■土浦商工会議所の最高意思決定機関である議員総会の構成員として、商工会議所の運営に必要な事業計画・予算などの重要事項の審議・決定や決算の承認にあたります。

■会頭をはじめとする役員の選任を行ないます。また、自らも役員に選任される権利があります。

■委員会を構成し、商工業の発展や地域振興に関する重要な事項を審議するほか、会員で構成する部会を代表して商工業者の意見を取りまとめる中心的な役割を担います。

■定款並びに会費・負担金や部会・委員会などに関する重要な規約の設定や変更にあたります。

○詳細な改選日程については、次号でお知らせいたします。

お気軽にご相談ください
民事・商事・家事【離婚・相続】
刑事・財産管理・債務整理
礎法律事務所
土浦市大手町4番17号　TEL 029-822-0641

TSUCHIURA
PRINT WoRKS
土浦プリントワークス株式会社
〒300-0823　茨城県土浦市小松3-7-2
tel.029-823-4443(代)
fax.029-823-6663
E-mail : tp-works01@oboe.ocn.ne.jp

女性会だより

大島新会長選任

4月22日、土浦市男女共同参画センター研修室において、当会第41回通常総会が開催された。

任期満了に伴う役員改選が行われ、正副会長には次の4名が選任された。

会　長　大島トシ子
副会長　安藤真理子
　　矢口　恵子
　　吉田　礼子

【ご挨拶】

大島トシ子会長

皆様、こんにちは。私は今回女性会会長を仰せつかりました大島でございます。先輩会員の方々に先駆けて重責を担いますこと、誠に汗顔の至りでございます。土浦商工会議所は今年創立70年を迎え、女性会は昨年創立40周年記念式典を催しました。ともに県内優位の伝統を築かれ、実に誇らしく存じます。私たちは、この商都土浦の名誉を守りつつ誠実に責務を果たしてまいりますので、何卒、ご指導ご支援の程よろしくお願い致します。

私たちの年間活動は、①調査研究7分野、②県内外出張会議8回、地元行事7種でございます。先日の総会にて小坂副会頭が「皆さまは行政を担う重要な存在」と激励下さいましたが、上記の通り社会貢献度は高く、再認識を迫られました。同じ仲間として楽しくのびやかにお付き合い戴けましたら有難く存じます。

活動報告

4月17日かすみがうらマラソンにおいてランナーズヴィレッジにメンバー7名が参加しました。会場ではツェッペリンカレーの販売を行いました。多くの来場者が訪れ、好評でした。

ランナーズヴィレッジ

青年部通信

横山会長体制始動!!

一念通天

～土浦の底力で次（地）力を磨き、YEGベネフィットで共に成長しよう～

4月19日、横山恭教（㈱横山印刷）新会長のもと、平成28年度第1回通常総会を開催し、平成28年度の事業計画、収支予算が承認された。

【ご挨拶】

横山恭教会長

私たちは土浦に生まれ育ち、現在の土浦の状況を目の当たりにしてきた時代を過ごしてきました。「昔の土浦は凄かった」、「昔の土浦は人が多かった」、「昔の土浦は繁盛していた」こんな言葉が、我々世代以降にはまったく理解できないでいることが現在の状況です。各企業が、自企業の発展と新たな事業の展開を模索し始めている今、YEGというネットワークを活用し、事業を進める上でお互いに疑心を持たずに、お互いの事業が発展していかなくてはならない時を迎えたのではないかと思います。土浦の商工業の未来を担っている世代である土浦商工会議所青年部として、会員各々の企業が発展していかなくては、目的を達成することはできないと考えます。

次に、愛すべき郷土である「土浦」の地力を皆さまと共有していきたいと思います。人は、苦境に立たされると思いもよらない底力を発揮し、その現状を打破する力を誰しもが備え持っているはずです。

我々YEGは限られた期間で底力を発揮し、自分たちの次（地）力を磨き上げ、次世代が自慢できる土浦を未来に繋がなくてはならない責任世代として各々が成長しなくてはなりません。

人は常に考えることで成長を続け、考えたことを実行に移すことで経験が備わり、その経験を繰り替えしていくことで、明るいヴィジョンとして映し出されるのではないでしょうか。

そのことを教示いただけるのが、YEGという団体ではないかと思います。

土浦YEGの活動を通して企業を経営するために必要とされる心得として重要である「勇気をもって事に当たる」ことのための「三断力」（「判断力」「決断力」「断行力」）や「三識」（「知識」「見識」「胆識」）をこの土浦YEGで培っていただき、自分自身の成長に繋げていきたいと思います。

ひとりでは、できないことも土浦YEG力で自企業、自己、街の素晴らしい未来と成長を成し遂げましょう。

※一念通天（いちねんつうてん）：心をこめ努力すれば、その想いが天に通じて成功するということ。
※ベネフィット（benefit）：利益・恩恵。個人または集団の幸福に繋がる利益のこと

平成28年度経済センサス活動調査のお知らせ

総務省・経済産業省では、平成28年６月１日基準日として、平成28年経済センサス-活動調査を実施します。

調査の結果は、国及び地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く利用されます。

県より任命を受けました調査員が訪問し、聞き取り調査または調査書類の配布させていただきますので調査へのご協力をお願いします。

調査期間

平成 28 年５月中旬から６月中旬

調査対象

全国すべての事業所（個人経営含む）および企業

問合せ先

土浦総務課総務統計係
電話 826-1111（内線 2200）

平成28年度労働保険 年度更新の申告・納付のお知らせ

○平成28年度の労働保険　年度更新の申告・納付期間

６月１日（水）から７月11日（月）

申告の際は、年度更新申告書受理相談会、コールセンターをご利用ください。

○平成28年４月１日より雇用保険料率が引き下げられました。

○労働保険料の納付については、口座振替制度をご利用ください。
申請手続きを行えば、翌年以降も継続して口座振替により納付ができ、納期限も延長されます。

『雇用保険料率』　上段：28年度、下段：27年度

事業の種類	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	4/1000 (5/1000)	7/1000 (8.5/1000)	11/1000 (13.5/1000)
農林水産・清酒製造の事業	5/1000 (6/1000)	8/1000 (9.5/1000)	13/1000 (15.5/1000)
建設の事業	5/1000 (6/1000)	9/1000 (10.5/1000)	14/1000 (16.5/1000)

『納付日』

納期	第１期	第２期	第３期
口座振替利用無の場合	7月11日	10月31日	1月31日
口座振替納付日	9月6日	11月14日	2月14日

問合せ先：茨城労働局　総務部　労働保険徴収室
電話 029-224-6213
（ＨＰ）http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp

中小企業退職金共済制度

中退共制度は中小企業に向けた国の退職金制度です。

有 利
料金は全額非課税　手数料なし

カンタン管理
社外積立型だから手間いらず

安心・確実
掛金の一部を国が助成

退職金額

掛金月額　10,000円の場合
※金額は法令の改正により変わることがあります。

10 年後	1,265,600 円
20 年後	2,666,600 円
30 年後	4,213,100 円

加入できる企業

常時雇用する従業員数または資本金の額・出資の総額のいずれかが次の範囲内であれば加入できます。
個人企業の場合は、常時雇用する従業員数によります。※ 詳細は HP をご覧いただくか、資料をご請求ください。

一般業種	卸売業	サービス業	小売業
常用従業員数 **300人**以下 または 資本金・出資金 **3億円**以下	常用従業員数 **100人**以下 または 資本金・出資金 **1億円**以下	常用従業員数 **100人**以下 または 資本金・出資金 **5千万円**以下	常用従業員数 **50人**以下 または 資本金・出資金 **5千万円**以下

問合せ先：中小企業退職金共済事業本部　電話 03-6907-1234

軽減税率対策補助金公募スタート

レジ買替に最大200万円を補助！

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。
複数税率対応として、２つの申請類型があります。

	A型 複数税率対応レジの導入支援	B型 受発注システムの改修等支援
	複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。 ※レジには、POS 機能を有していないレジ、モバイル POS レジシステム、POS レジシステムなどを含みます。	電子的な受発注システム（EDI/EOS 等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。
補助率	○原則２／３ ※導入費用が３万円未満の機器を１台のみ購入する場合３／４ ※タブレット等の汎用端末は１／２（周辺機器とのセット購入のみ補助対象）	○改修・入替に係る作業の２／３
補助額上限	○レジ１台あたり上限２０万円 ※新たに行う商品マスタの設定や機器設置（運搬費含む）に費用を要する場合は、さらに１台あたり２０万円まで加算 ※複数台数申請等については、１事業者あたりの上限は２００万	○小売事業者等の発注システムの場合、上限１０００万円 ○卸売事業者等の受注システムの場合、上限１５０万円 ※両方の改修・入替が必要な場合の上限は、１０００万円

申請受付期限

A型：**平成 29 年 5 月 31 日まで**に申請（事後申請）

B型：**平成 29 年 3 月 31 日まで**に事業が完了するように申請

（事前申請。交付決定以前作業着手した場合は補助対象になりません。）

問合せ先：商工振興課、軽減税率対策補助金事務局コールセンター　電話 0570-081-222

いばらきエキスパート・バンク
無料で専門家派遣！

経営・技術に関する指導
いろんな相談受付ます。

専門家が無料でアドバイスを行います

社員教育を受けたい

POP 広告を作りたい

売掛金回収方法について教えて欲しい

就業規則を作りたい

経営ビジョンを作りたい

経営診断を受けたい

その他、経営技術に関すること
いばらき
エキスパート・バンクに
相談しよう！

いばらきエキスパート・バンクとは、
経営・技術・販売・労務などの問題を抱えている小規模事業者の要望に応じて登録されている**エキスパート（中小企業診断士・弁護士・税理士・社労士など）**が、直接事業所にお伺いし、無料でアドバイスを行うものです。

問合せ先
商工振興課

土浦キララまつり2016
七夕おどり参加団体募集

土浦キララまつり実行委員会では2016七夕おどりの参加団体を募集しています。

○と　き：8月6日（土）午後5時～午後9時（予定）
○ところ：土浦市内目抜き通り
○課題曲：土浦まつりうた
○賞　金：優　勝 30万円（1チーム）
準優勝 20万円（1チーム）
3　位 10万円（1チーム）
特別賞　5万円（7チーム）
（楽しさ、独創性、チームワーク各部門賞他）
ジュニア賞（2万円相当の賞品）（1チーム）
申請資格（20人以上が小学生以下で構成）

上記各賞とのダブル授賞もねらえます!!

☆ジュニア賞受賞チーム・その他入賞以外のチームには参加賞(3万円)があります。

1　応募資格

(1)どなたでも参加できます。(土浦市内外問わず参加できます。)
(2)出場は原則として1チーム30人以上です。（30人以下の場合は事務局までお問い合わせください）
(3)ジュニア賞併願希望は、参加者の20人以上を小学生以下で構成してください。

2　応募方法

参加申込は応募用紙に必要事項を記入の上、**6月30日(木)(当日消印有効)**までに事務局宛に送付して下さい。FAXでの申込みもできます。

問合せ先　土浦キララまつり実行委員会　七夕おどり事務局
TEL029-822-0391　Fax029-822-8844（土浦市中央2丁目2-16土浦商工会議所内）

外国人から見た「土浦」の魅力PRパンフレット「外国人ノ視点 Vol.2」発行

Tshuchuira from a foreigners point of view

土浦商工会議所は、外国人から見た土浦の魅力をＰＲするパンフレット「外国人ノ視点」の第２弾を発刊しました。Ａ５サイズでフルカラー24ページのパンフレットには、昨年開催した「まち歩き講座」に参加した土浦市在住の外国人が撮った写真とメッセージを掲載。外国人の目に映る土浦の魅力を捉えた１冊となっています。

土浦を訪れる外国人観光客へのＰＲに、日英２か国語に対応するものとして作成しました。当所や市内の「まちなか交流ステーションほっとOne」などで配布しておりますので、ご希望の方はお気軽にお問い合せください。

問合せ先：商工振興課

2016新入社員セミナー

4月13・14日の2日間にわたり、当所並びに日本電信電話ユーザ協会土浦・石岡地区協会及び土浦地区雇用対策協議会事業所部会の主催による新入社員セミナーが開催された。

25社53名の受講者を集め行われたこのセミナーは、初日に、柴沼醤油醸造㈱社長の柴沼秀篤氏による講話「新入社員に期待すること」の後、渡辺満枝氏（㈱エミー代表取締役）による、社会人としての心構えやコミュニケーションの基本についての講話が行われた。

2日目は1日目に引き続き渡辺満枝氏による、話し方や立ち居振る舞い、ことばつかいや電話対応、名刺交換や訪問マナー・来客の対応といったビジネスマナーの基本などの実践型の研修が行われた。

どの講義も皆真剣に聞き入り、緊張感の中にも充実した2日間を送った。

柴沼秀篤氏による講話

渡辺氏（中央）による実技指導

～クールビズ実施のお知らせ～

当所では、節電・省エネの観点から、「クールビズ」を開始いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、お客様と対応する際の職員の服装がノーネクタイやノージャケット等、原則軽装となりますが、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

全国商工会議所　ビジネス総合保険制度

損保ジャパン日本興亜の

賠償プラス

事業活動総合保険

損保ジャパン日本興亜

安心・安全をご提供し、貴社の事業活動を応援します！

1 コストカット！ スケールメリットによる割安保険料水準！
最大約66%割安！ ※ご加入のプラン、補償の対象とするユニットにより適用される割引率は異なります。

2 幅広い補償！ 様々なトラブルから貴社を守ります！
手配漏れや重複補償の心配もなく、安心！

3 手続簡単！ 売上高の確認資料の提出は不要！
簡単なお手続きでお申し込みいただけます！

保険の対象となる一例

賠償ユニット 次のような事故により、法律上の賠償責任を負担されることによって被る損害に対して保険金をお支払します。

業務遂行危険	自転車で配達中、通行人とぶつかり、ケガさせた。
製造物危険	提供した飲食物が腐っていたために、お客さまが食中毒になった。
＋α特約	顧客情報の誤送信により大量の顧客情報データが流出した。
＋α特約	製造したベビーカーについて、脚が折れてケガをするおそれが判明したため回収を行った。 など

休業ユニット 次のような事故により、対象物件に損害が生じた結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して保険金をお支払します。

電気・ガス・水道等の供給の中断	事故により電気の供給が中断し、営業を一部休止した。
建物の外部からの物体の衝突、飛来など	お店に車が突っ込み、建物がこわされたため、営業を休止した。 など

物損害ユニット 次のような事故により、保険の目的に損害が生じた場合に保険金をお支払します。

電気的事故・機械的事故（注1）	過電流で機械が壊れた。 （注1）自己負担額（免責金額）1万円を差し引いてお支払します。
給排水設備に生じた事故による水濡れなど	給水管が破損し、商品が水濡れした。 など

※1　加入プランや補償プランにより、保険の対象となる損害は異なります。
※2　この広告は、概要を説明したものです。詳しい内容については、損害保険ジャパン日本興亜株式会社　茨城南支店土浦支社までお問合せ下さい。

問合せ先：損害保険ジャパン日本興亜株式会社　茨城南支店土浦支社　電話　029-822-0628

(SJNK15-18877 2016/03/16)(16030421)

常議員会

4月度常議員会は、4月15日に当所において開催され、議事案件について原案どおり可決承認された。

議事案件（議件）

議件第1号　顧問・参与の変更に伴う委嘱について

議件第2号　小規模企業振興委員の委嘱について

議件第3号　商工調停士・専門スタッフの委嘱について

議件第4号　小規模事業者経営改善資金（マル経）審査員の委嘱について

議件第5号　第90回通常議員総会の開催について

議件第6号　県連政策委員会提言要望事項について

議件第7号　新入会員の承認について

会員情報　新入会員（掲載同意をいただいた方のみ紹介）

（順不同 代表者敬称略）

事業所名	代表者名	業種	所在地	TEL
㈲トータル	小里　誠	自動車部品製造販売	土浦市上高津1752-1	835-7288
もつ正	菱沼　健大	飲食店（もつ煮込み専門店）	土浦市板谷6丁目28-15	070-6452-4685
筧電気工事店	筧　正	電気工事	土浦市神立中央3丁目23-8	831-1422
㈱塚原竹材店	塚原　敏彦	造園土木・資材卸小売	土浦市荒川沖西2丁目13-9	841-6143

会員 商工業者の皆様へ
●アパート・マンション・店舗・ビル・工場・倉庫
●新築住宅・中古住宅・貸地・事業用物件・Ⓟ
買たい 売たい 借たい 貸たい 時は！

地元会員 桂不動産㈱へ
土浦支店／土浦市真鍋2丁目2-23
TEL.029(886)3330(代)
茨城県南大型12店舗情報ネットワーク

Mac & Windows DTP
チラシ・パンフレット・小冊子・はがき・名刺
菊池印刷株式会社
〒300-0811　土浦市上高津911-1
TEL(029)821−2525　FAX(029)824-2457
E-mail：dtp@kikuchi-kk.co.jp

日建学院 公認スクール 土浦校
あなたの夢、応援します。資格は日建
建築系専門資格から仕事・生活で役立つ人気資格まで、50種類以上の講座を開講中!あなたにぴったりの講座が見つかります。
誰でも受験できる人気資格ベスト3
宅建　FP　簿記
※総合パンフレットや各講座資料のご請求はお気軽にお電話ください。
《まずは無料体験から始めてみませんか!》
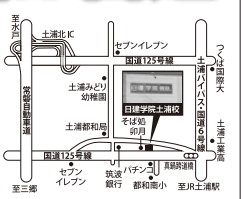

日建学院公認スクール 土浦校　土浦市並木1-13-6 雅ビル2F ■受付時間/9:00~21:00
Tel.029-893-2737 http://nikken-tsuchiura.biz

お気軽に、ご相談ください。
建設業の許可申請・経審申請
会社設立の書類作成　車庫証明・自動車登録申請
外国人の在留期間の更新・資格変更の書類作成及び申請取次
農地に関する許可申請・届出　相続関係書類の収集・作成
その他、許認可書類の作成・手続代行
行政書士 渡邉律三事務所
つくば市高見原5-2-110／TEL029−878−0171

茨城マリッジサポーター
エンゼルプラン 土浦 C-LOVE
相談無料 秘密厳守

茨城県知事から委嘱された「マリッジサポーター」が結婚を前向きにお考えの方、結婚を考えるご親族をお持ちの方の相談に無料で応じます。お気軽にお問合せください。
・定例相談日（毎月2回）
第1、第3木曜日（祝・祭日はお休み）午後3時〜午後4時30分
・会場　交流ステーション「ほっとOne」（モール505）
土浦市川口1-3-132 モール505 1F D-104
※エンゼルプラン土浦 C-LOVE のメンバーは個人情報の守秘義務を遵守します。
問合せ先　交流ステーション「ほっとOne」電話879-9815

(株)クリーン運転総合代行
昭和62年6月10日 創立
おかげさまで30年！
優良運転代行業者証 優 29.10
個人・法人の代行チケットを受け付けます。詳しくはお電話で!
(株)クリーン運転総合代行
土浦市大岩田1506-2
0120-22-7906
クリーン運転代行センター
土浦市城北町10-4
0120-804-464

景況調査

4月集計結果（早期景気観測）

業況Ｄ－は、引き続き一進一退。先行きも不透明感強く、慎重な見方崩れず

4月の業況と先行き見通し

4月の全産業合計の業況Ｄ－は、▲21．0と、前月から＋2．6ポイントの改善。ただし、今回の調査開始時点は熊本地震の発生前であることに留意が必要。業況Ｄ－は、堅調な観光需要や原材料・燃料価格の下落の恩恵、設備投資の持ち直しの動きに加え、「悪化」から「不変」への変化も押し上げ要因となった。金融市場の不安定な動きに対する懸念は和らぎつつあるものの、人件費上昇や受注機会の損失など人手不足の影響拡大、消費低迷の長期化、新興国経済の減速などから、中小企業の業況感は依然として鈍く、一進一退の状況が続いており、来月以降、熊本地震の影響を注視していく必要がある。

先行きについては、先行き見通しＤ－が▲23．1（今月比▲2．1ポイント）と、悪化を見込む。ゴールデンウィークに向けた観光需要拡大や設備投資の持ち直し、補正予算・今年度予算の早期執行などへの期待感が伺える一方で、熊本地震の影響の大きさや、円高によるインバウンド需要の鈍化など消費の一段の悪化、新興国経済の減速の長期化を懸念する声が出ている。人手不足や価格転嫁の遅れなどの課題を抱える中、中小企業においては、先行きへの不透明感から慎重な見方が続いている。

業況Ｄ－の推移（全産業・同年同月比）

業況Ｄ－（前年同月比）の推移

	2015年11月	12月	2016年1月	2月	3月	4月	先行き見通し5～7月
全産業	▲18.1	▲17.2	▲19.4	▲22.8	▲23.6	▲21.0	▲23.1
建　設	▲20.4	▲15.4	▲17.4	▲18.2	▲17.8	▲18.8	▲24.1
製　造	▲17.6	▲15.5	▲16.4	▲23.8	▲18.4	▲16.2	▲20.9
卸　売	▲17.4	▲17.2	▲18.2	▲19.7	▲25.9	▲31.3	▲31.7
小　売	▲26.3	▲30.8	▲31.3	▲34.0	▲41.8	▲32.0	▲30.8
サービス	▲10.0	▲7.7	▲13.6	▲15.5	▲14.6	▲12.7	13.9

※「先行き見通し」は当月に比べた向こう3カ月の先行き見通しDI

《業況Ｄ－（全産業・前年同月比）の推移》

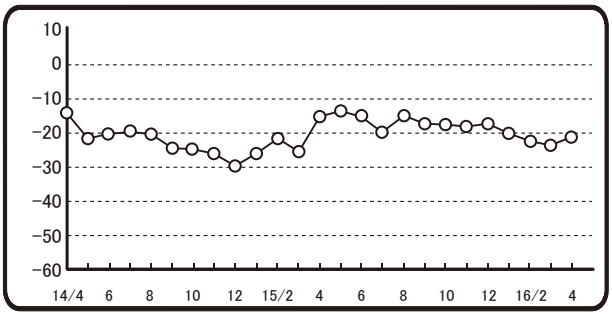

※　ＤＩ値（景況判断指数）について
ＤＩ値は、売上・採算・業況などの各項目についての、判断の状況を表す。ゼロを基準として、プラスの値で景気の上向き傾向を表す回答の割合が多いことを示し、マイナスの値で景気の下向き傾向を表す回答の割合が多いことを示す。従って、売上高などの実数値の上昇率を示すものではなく、強気・弱気などの景気感の相対的な広がりを意味する。

ＤＩ＝（増加・好転などの回答割合）－（減少・悪化などの回答割合）
業況・採算：（好転）－（悪化）　売上：（増加）－（減少）

会員事業所の皆様のニーズを把握し、魅力あるサービスの提供と今後の事業活動の充実を図る為、**「会員ご意見 BOX」**を設置しました。ホームページ（tcci.jp）からもご意見をお寄せいただくことができますので、よろしくお願いいたします。

会員ご意見BOX

ＦＡＸ：０２９－８２２－８８４４
又は　メール：info@tcci.jp
土浦商工会議所　行

当商工会議所事業に対するご意見やご要望、また、業況や経営のご相談などお気軽にお寄せください。

事業所名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＦＡＸ：０２９－８２２－８８４４

高橋進の経済ナビ

「地方都市再生の鍵は中央にあり
―都市計画手法の抜本改革も必要―」

少子高齢化が進行する下で、地方都市では人口の流出が続き、中心市街地はシャッター通りと化し、日に日にまちの活力が失われていった。そればかりでなく、都市の郊外への拡散につれ、上下水道や道路・橋など都市を支えるインフラをつくり、維持・更新するコストもどんどん膨らんでいった。

こうした流れを逆転させるべく打ち出されたのが、コンパクトシティー構想である。市街地の郊外への拡散を抑制し、まちの機能を中心市街地に集め、高齢者にとっても利便性が高く、健康に過ごせるまちにしようという発想である。

ただし、こうした発想は今に始まったことではない。戦後のまちづくりの発想が転換され、初めて具体化したのは90年代のまちづくり三法であろう。これらの法律の下で進められた改革は、当初はまちの郊外につくられる大規模商業施設の立地を規制することを目的とする、いわば対症療法だった。その後、より原因療法に踏み込むべく施策の手直しが行われてきた。それでも、大規模商業施設の郊外立地が続くばかりか、医療・福祉施設や官公庁なども建て替えなどを契機に、より広いスペースを求めて郊外に立地するケースが増加し、中心市街地の衰退には歯止めがかからなかった。

このため、都市の衰退を止めるべく施策はさらに手直しされ、中心市街地への民間投資の喚起や、住宅、医療・福祉、商業施設などを市街地の一定の区域内に誘導すること、地域公共交通の再生・活性化などを目的とする法改正が行われた。対症療法でなく、都市再生のマスタープランに基づいて、都市に必要なさまざまな機能を集約し、また民間投資を呼び込むための環境整備がようやく進められるようになったというのが、これまでの経緯である。

しかし、それでも都市の再生・活性化はなかなか進んでいない。中心部の公共交通、公的施設や医療・介護施設といった生活、居住に関連するインフラを整備し、うまく結節するといったハード面での取り組みだけでは、都市の活性化は進まない。曲がりなりにも再生が進んでいる都市をみると、ハードのインフラ整備に加え、タウンマネジメントがうまくいっている。例えば、地元医師会の協力を得る、権利者間の利害を調整する、空き店舗や未利用地活用のためのマッチングを行うといった、ソフト面でさまざまな調整が行われている。また、公共施設の建て替えなどに際して、商業施設を併設することで、民間の事業者の資金やノウハウを取り入れるといった官民がうまく連携している事例もみられる。

今後、ハード、ソフト両面でさまざまな分野の調整をうまく連携させることによって、都市の人の往来、集積を生み出し、それがにぎわいにつながり、都市全体の経済活動を活発化させ、それがさらに税収増などを通じて自治体の財政の改善に結実していくことも期待できる。これこそがコンパクトシティーが目指すべき姿である。

ハードだけでなくソフトを含めたコンパクトシティーのプランづくりの責任は、各自治体にある。しかし、総務省、国土交通省、厚生労働省、経済産業省など、まちづくりに関わる各省庁の支援策が縦割りのままでは、自治体の現場の使い勝手が悪く、うまく機能しない。都市の再生・活性化に向けて、今こそ中央省庁の連携、調整が問われている。

さらに、コンパクトなまちづくりの実効性を高めるためには、都市計画法で定められている線引き（市街化区域と市街化調整区域の区分）の在り方なども含め、都市計画の手法を抜本的に見直していくことも考えるべきではないだろうか。

日本総合研究所
理事長　高橋　進

労務相談室

Q 無断欠勤や遅刻を続ける従業員がいます。職場の雰囲気を悪くしますし、業務上も支障があるため、懲戒解雇処分としようと思うのですが、その場合は、解雇予告手当の支払いはしなくてよいのでしょうか。また、退職金も支払わなくてよいのでしょうか。

A 懲戒解雇は、職場秩序に違反し、企業の信用を失墜させるような行為をした従業員に対する制裁として行われるもので、職場において労働者に対して行う懲戒処分の中でも最も重い処分となります。

懲戒解雇をする場合に解雇予告や解雇予告手当の支払いをせずに即時解雇をすることができるか、また、退職金を全額あるいは一部不支給してよいかということについては、即時解雇が可能なのは労働基準監督署の認定を受けた場合であり、退職金不支給についても、原則として就業規則等に規定されていることが必要です。過去の判例を見ても、退職金全額不支給とするには、「労働者の過去の労働に対する評価を全て抹消させてしまうほどの著しい不信行為があった場合でなければならない」とされています。懲戒処分は、対象者を強制的に事業所側から排除するものであり、慎重な対応が求められます。

ご質問のケースは、無断欠勤や遅刻により労務を提供しない、職務懈怠ということになりますが、その場合は、その悪質性や企業秩序を乱していることについて、会社側は立証する責任があります。過去の判例では、争いになった場合、懲戒解雇の有効性についてはかなりハードルが高くなります。問題となっている従業員に対し、教育、指導を継続的に行い、それを記録しておき、改善が見られない場合には戒告、譴責等の処分を行うなど、時間をかけて対応することが求められます。特に、遅刻や無断欠勤については、会社側が労働者に対し指導などの働きかけをしない場合は黙認していたと判断されることもあるので注意が必要です。

MEMBERS, NOW 会員紹介

夢を、かたちに・・・自然と調和した“ココロ”安らぐ家づくり

MARION株式会社（MR設計、日建学院土浦校）

住　所　土浦市並木1－13－6　雅ビル2F
定休日　日曜日
電　話　824－5539（MR設計）
　　893－2737（日建学院土浦校）

当社は、茨城県の風土、風習、環境に育まれ、地元地域の環境整備、子供たちの育成を重点において家族の中心となる住宅の設計を行っております。

人と環境にやさしい家づくりを基本に、天然木や自然素材を生かした和風住宅から個性的なデザイナー住宅まで、お客様に満足していただけるお住まいを「かたち」にさせていただきます。

住宅の建築・リフォームの施工も直接行っているので、細部まで丁寧に仕上げていきます。特にリフォームは、お客様のご要望・目的に合わせてより快適に過ごすための提案を行います。

ご家族皆様のライフスタイルや家に対する夢や希望をじっくりと伺う時間を大切にしています。そこから生まれてくる想いやちょっとしたアイディアをカタチにするのがMR設計です。一緒に作り上げていく家族・友人としてお気軽にご相談ください。

私どもは「設計」という仕事を通じて、少しでも地域社会の発展に貢献し、多くの方に喜んでいただけるような建物の設計を行っていく建築事務所を目指しています。私たちの仕事によって、お客様が想い描いている理想の建物に近づけられるお手伝いができればと存じますのでよろしくお願いいたします。

＜施工例＞人に優しく自然と調和したデザインを心がける

当社事務所に併設して、建築・不動産系資格取得の日建学院の公認スクールも運営。合格に向けて万全のサポート体制で皆様の受講をお待ちしております。

MEMBER'S NOW！ 掲載事業所募集

～あなたの企業、店舗、技術の情報を掲載してみませんか～

事業案内、人物紹介、新製品や商品紹介etc…会員企業の情報を当所職員が取材の上、無料で掲載させていただきます。お気軽にお電話ください（総務課822－0391まで）。

土浦イベント歳時記（５月中旬～６月中旬）

５月28日（土）～５月31日（火）
会場　新治ショッピングセンターさん・あぴお

土浦さつきまつり

丹精込めて育てられた大小様々な、さつき盆栽が華を競います。

６月11日（土）

田んぼアート（田植え体験）

小野地区の澄んだ空気と自然のめぐみの中で、古代米などを使用して田んぼをデザインする田んぼアートを行います。

参加費：５００円(小・中学生は３００円)
申込締切　６月１日(水)
問合せ先：農林水産課　電話８２６－１１１１

６月４日（土）

小町の館　田植え体験講座

小町の館において，田植え体験講座を開催します。小町の館裏にある棚田でのもち米づくりに大人の方からお子様までご参加いただけます。田植え後は、地元産「小町米」の昼食をご用意します。

参加費：500 円
（小学生以下 300 円）
問合せ先：「小町の館」
電話 862-1002

発行・発行人／土浦商工会議所
〒300-0043　茨城県土浦市中央2-2-16　電話／029-822-0391　FAX／029-822-8844
ホームページ／http://www.tcci.jp　メールアドレス／info@tcci.jp
■定価…1部50円（昭和51年7月10日第三種郵便物認可）